高知県立日高特別支援学校

寄宿舎入舎規定及び入舎基準・退舎基準

１　入舎規定

　　「高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則」第７条の１、２号のいずれかに該当する者とし、校長の許可を受けて入舎するものとする。

1. 通学が困難であると認める者。

第７条第１項第１.２号

1. 特別の事情により入舎させることが適当であると認める者。

ただし、入舎規定を補完するため、次項の入舎基準、退舎基準を設ける。

　　　＊入舎に関しては、既入舎者も含めて毎年検討する。

２　入舎基準

　　入舎についての基本的な捉え方は、次のとおりとする。

1. 本校に入学し、在籍していること。
2. 自宅が学校から遠方にあるため、通学が困難であること。
3. 自宅がスクールバスまでの運行経路から大きく外れていること。
4. 学校長が教育上入舎することが適切であると認めた者であること。
5. 帰省、帰舎や病気等による緊急時には、保護者等が対応できる者であること。
6. 医療行為を必要としない者であること。

３　退舎基準

　　退舎に関する基本的な捉え方は、次のとおりとする。

1. 舎生が退学、もしくは通学となった場合。
2. 帰省、帰舎や病気等による緊急時に、保護者等が対応できなくなった場合。
3. 寄宿舎生活が不適と認められる場合。
4. 理由なく舎生が一カ月以上寄宿舎を利用していない場合。
5. 医療行為が必要となった場合。